

市立学校長 様

学校教育部指導課長

緊急事態宣言等に伴う臨時休業等の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症等への対応に関しましては、各学校におきまして御尽力いただき、誠にありがとうございます。

この度、国の緊急事態宣言に基づく、県からの緊急事態措置の要請を踏まえ、市立学校の臨時休業等の対応につきましては、次のとおりとしますので、御対応の程、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しており、今後の広がり等を見ながら、必要に応じ、追加的な措置を行う場合があります。

1 臨時休業期間の延長について

- ・令和2年5月6日（水）まで臨時休業を延長する。
- ・学校再開及び臨時休業延長については、その時の状況を踏まえ判断する。

2 臨時休業中の過ごし方について

- ・原則、児童生徒は家庭学習とする。
- ・学校は、登校日、家庭訪問、電話連絡等により、児童生徒の健康状態等を把握するように努める。
- ・登校日及び家庭訪問を実施する場合は、別添1 別添2 に沿った対応をする。

3 「居場所」の継続について

引き続き実施する。なお、文部科学省のガイドラインの内容及び神奈川県実施方針を踏まえ、別添3のとおり、再度、利用申し込みを促す。

担当 指導課 猫橋 電話 200-3318

電子文書のみ送付

電子文書・紙文書ともに送付

紙文書のみ送付

登校日に関する考え方

登校日は「児童生徒の心身の健康状態を把握する」ための一つの方法と考えています。登校日の設定の有無は、各学校の状況や児童生徒の実態に応じてご判断ください。登校日を設定しない場合やできない校種においても、家庭訪問や電話連絡、個別相談の機会をもつなどして休業期間中の「児童生徒の心身の健康状態」を把握することが必要です。

1 校種による登校日の考え方

(1) 登校日の設定をできる校種：小学校、中学校

- ① 大多数の児童生徒が徒歩通学のため、登校時の感染リスクが低いと考えられます。
- ② ただし、小学校低学年（特に1年生）においては、単独での登校が難しいことが考えられますので、慎重な判断が必要です。

(2) 登校日の設定をできない校種：高等学校、特別支援学校

- ① 多くの生徒が公共交通機関を利用して通学していることから、登校時の感染リスクが高いと考えられます。
- ② 必要に応じて、保護者との合意のもと登校を促すなどして、個別に教育相談や学習相談を行うことは可能です。

2 登校日を設定する場合

登校日を設定する場合には、密集、密閉、密接を避けるとともに、保護者に対して次のことを事前に周知するとともに、十分に理解を求めてください。

- 登校は任意であること
- 「感染予防策」「登校の目的」「登校の方法や時間」等
- 登校しない場合にも、欠席扱いにならないこと
- 登校しない場合には、その旨の連絡を学校にほしいこと

(1) 登校の目的

- ① 心身の健康状態の把握のためのアンケートや教育相談の実施
- ② 学習計画の作成、家庭学習課題の提示及び回収等の休業期間中の学習の進め方に関する指導
- ③ 感染症予防のための「手洗い」「うがい」「手指消毒」「マスクの着用」等について資料を活用する等した保健指導
- ④ グラウンドを利用した適度な運動

(2) 登校の方法や時間

- ① 児童生徒1人につき週1回程度とします。
- ② 密集を避けるため、例えば普通教室を使用する場合には1回につき10人以内の単位で使用してください。また、校舎全体の密集状態の解消を図るために、時間差登校な

ど工夫をしてください。なお、普通教室以外の場所を使用する際にも、普通教室の例と同様の環境を確保できるようにします。

- ③ 使用場所については窓を開放するなど十分な換気をします。
- ④ 登校してから下校するまでの時間を 60 分以内とします。

(3) 登校しない児童生徒への配慮

- ① 長期欠席者を含め、登校しない児童生徒の家庭に情報の伝達や配布物が滞らないように電話連絡、家庭訪問で対処します。
- ② 公共交通機関を利用する児童生徒については、保護者と十分に連絡をとり、登校について特段の配慮を行います。

(4) 登校日以外の児童生徒への対応

必要に応じて、保護者との合意のもと個別に登校を促すなどして教育相談、学習相談を行うことができます。その際には上記同様の配慮が必要です。

登校日の実施例 1

- 出席番号 1～10、11～20、21～30、31～40 のように 10 人ずつ時間差で登校します。
- 1 グループが下校したのち次のグループが登校するよう時間設定します。
- 1 グループ、50 分程度で、アンケート、保健指導、学習の進め方に関する指導を行います。

登校日の実施例 2

- 児童生徒 1 人につき 10 分程度を目途に学級担任との教育相談を行います。
- 時間差で登校させ、1 日に 13 人程度の教育相談を実施します。
- 3 日間で学級生徒全員との教育相談を実施することができます。

3 家庭学習課題について

- (1) 学校で課題を提示する際には、児童生徒に取り組みやすい具体的な内容や提示の方法を工夫してください。
- (2) 総合教育センター作成の「家庭での学習」の参考例を [sains-web](#) トップページに掲載していますのでご活用ください。
- (3) 「学習計画の立て方」、「読みもの等の楽しみながら学べる」資料が、各学年のキャリア在り方生き方ノートに掲載していますのでご活用ください。

※ 初任者が教育相談をする際には、単独で行わないなど配慮をしてください。

※ 「児童生徒の居場所」実施校につきましては、職員配置の工夫等をしてください。

家庭訪問に関する考え方

家庭訪問は「児童生徒の心身の健康状態を把握する」ための一つの方法と考えています。学級担任と児童生徒は、短時間の入学式や始業式で顔を合わせた程度であり、学級担任でさえ、児童生徒の顔と名前が一致しない現状で不安を抱えていることと考えています。児童や生徒からすれば、なおさらであることは容易に推察できます。家庭訪問を通して、児童生徒や保護者と対面しておくことで学校再開後の児童生徒の不安を軽減することは、上記目的も含めて重要です。

家庭訪問を実施する場合は、保護者に対して次のことを事前に周知し、十分に理解を求めてください。

- 家庭訪問が任意であること
- 「訪問の目的」「訪問の時間」
- 訪問時に保護者に在宅してほしいこと
- 玄関前のオープンスペースやマンションのエントランスなどで対面したいこと

(1) 訪問の目的

- ① 心身の健康状態の把握
- ② 学習計画の作成、学習課題の提示等の休業期間中の学習の進め方に関する助言
- ③ 児童生徒への配慮事項の確認や聞き取り
- ④ 感染症予防のための資料配布

(2) 家庭訪問の方法や時間

- ① 児童生徒1人につき休業期間中に1回とし、その後必要に応じて電話連絡を行います。
- ② 1家庭の訪問時間は10分以内とし、家庭によって差が生じないようにします。

(3) 家庭訪問をできない家庭への配慮

家庭訪問を望まない家庭等に対しては、他の家庭と同様の情報の伝達や配布物が滞らないようにポスティング等で対処します。

家庭訪問の実施例

- 家庭訪問の対象は「児童生徒の居場所」を利用していない家庭にします。
- 事前にメール配信などで、目的を明確にし、家庭訪問を実施することを周知します。
- 訪問予定を決めた段階で「いつ・何時頃」訪問する予定であることを順次連絡します。
※訪問についても任意であることに留意してください。
- 1日7軒から8軒を実施することによって、5日間で学級全員の家庭を訪問します
- 訪問後に、訪問時の様子や聞き取れた内容を記録します。必要があれば、管理職等に報告します。

家庭学習課題について

- (1) 学校で課題を提示する際には、児童生徒に取り組みやすい具体的な内容や提示の方法を工夫してください。
 - (2) 総合教育センター作成の「家庭での学習」の参考例を **sains-web** トップページに掲載していますのでご活用ください。
 - (3) 「学習計画の立て方」、「読みもの等の楽しみながら学べる」資料が、各学年のキャリア在り方生き方ノートに掲載していますのでご活用ください。
- ※ 初任者が教育相談をする際には、単独で行わないなど配慮をしてください。
- ※ 「児童生徒の居場所」実施校につきましては、職員配置の工夫等をしてください。